



【北海道からのお知らせ】新型コロナウイルス感染症により影響を受ける中小企業・小規模企業向け専門家派遣のご案内

【専門家派遣とは？】

道では、新型コロナウイルス感染症により、経営に影響を受ける事業者の皆さまを対象に、無料で専門家を派遣し、オーダーメイド型の助言・指導を行うことにより、継続的な事業活動を支援します。

【対象となる事業者】

新型コロナウイルス感染症により経営に影響を受けている道内中小企業・小規模企業の皆さん

【派遣内容】 資金繰り、補助・助成金、事業再構築などに関するアドバイス（2回程度まで派遣）

【派遣専門家】

中小企業診断士、弁護士、公認会計士、税理士、行政書士、店舗コンサルタント、社会保険労務士など

【申込方法】

<Web申込み> <https://www.shindan-hkd.org/corona/>

<FAX申込み> FAX：011-231-1388



事務局より申込書をお取寄せいただき、送信してください。

<電話申込み>

フリーダイヤル：0800-800-2551

相談ダイヤルに電話いただきお申込みください（専門家常駐受付時間：月～金 午前9時～午後5時）

【事務局（業務委託先）】

新型コロナウイルス感染症対策経営支援センター <一般社団法人中小企業診断協会北海道>

フリーダイヤル：0800-800-2551

〒060-0004 札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館4階

（新型コロナウイルス感染症拡大防止のため直接来会することはお控えください）

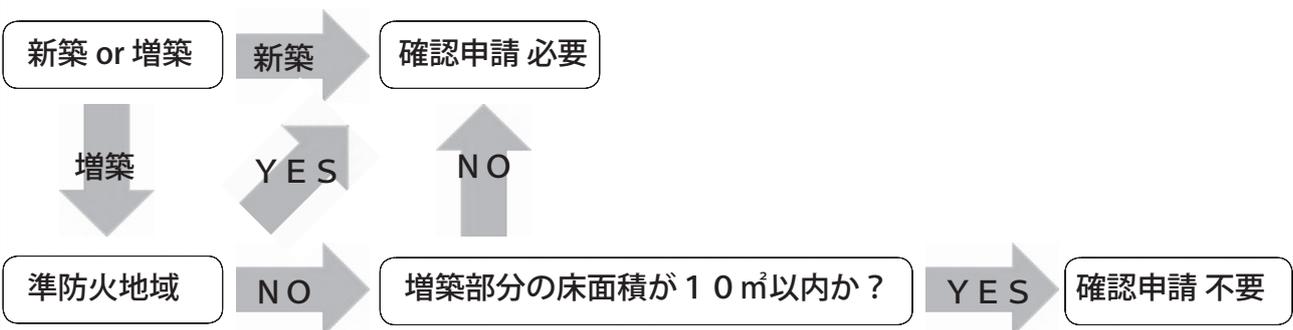
問合せ 商工観光課 経済対策グループ ☎21-2125



物置やカーポートなどの建築確認申請について

建物を建築する場合は、着工する前に建築基準法に基づく建築確認申請が必要になります。物置やカーポートなどについても同様です。ただし、地域と規模によっては申請手続きを省略してもよいことになっています。詳しくは、下の図をご覧ください。

都市計画区域内における確認申請手続きの流れ



※新築とは…建築物のない敷地（さら地）に建築物を造ること。

※増築とは…既に建築物の建っている敷地に、別の建築物を造ること。
または既に建っている建築物の床面積を増加させること。

■準防火地域外であって、かつ、増築部分の床面積が10㎡以内の場合は、確認申請は必要ありません。ただし、10㎡以内であっても、新築の場合はどの地域であっても必要です。

■都市計画区域外では、上の図の流れは適用されません。

■確認申請が不要であっても、建築基準法に適合する必要があります。

■確認申請の必要の有無、準防火地域内外等の確認については、次の問合せまたは建築士等にご相談ください。
正しい手続きを行い、法令違反が生じないようにご注意ください。

問合せ まちづくり計画課 まちづくり建築グループ ☎21-2124